弁護団に相談すれば、「給付金」手続きだけでなく、最新 の治療情報を学んだり、悩みの相談ができる仲間(患者で 作る原告団)も出来ます。



B型肝炎「給付金」

過去の集団予防接種でB型肝炎に持続感染した患者・患 者が対象です。無症候性キャリアの方は、さらに4回の定 期検査費用が助成されます。①牛年月日が昭和16年7月 2日以降で②B型肝炎ウイルスに持続感染されている方 は、あきらめる前に弁護団にご相談ください。



給付金の金額

死亡 3600万円 肝硬変重度、肝がん 3600万円 肝硬変軽度 2500万円 慢性肝炎 1250万円 ※各病態の発症から提訴までに20年が 経過した場合、減額されます。 無症候性キャリア 50万円

+定期検査費用等

※いちど「対象者」と認められれば、病態が進んだときにも給付金の 「差額」(追加給付)を受給できます。

全国B型肝炎訴訟 九州弁護団(電話相談窓口)

TEL: 092-883-3345 (\(\pi\)\(\pi\)\(\nu\)\(\n

https://hbvq.sakura.ne.jp/wp/

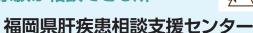
薬害肝炎(C型肝炎)「給付金」

フィブリノゲン製剤、第9因子製剤等の血液製剤でC型肝炎 に感染された、いわゆる薬害肝炎の被害者の方々が対象です。 この給付を受けるためには訴訟提起が必要です。薬害肝炎全 国弁護団にご相談ください。

薬害肝炎 九州弁護団 http://www.hcv.jp

TEL:092-735-1193

治療などについて、患者さんや ご家族が相談できる所



(久留米大学病院内)

TEL:0942-31-7968

受付時間10:00~16:00(月~金曜日、祝日等除く)



「給付金」のお手続き、ご相談は 安心・信頼の九州弁護団へ。



発行/お問い合わせ

全国B型肝炎訴訟九州原告団·弁護団

〒819-0002 福岡県福岡市西区姪浜4丁目8番2号3階 姪浜法律事務所内 TEL:092-894-1781

ウイルス性肝炎

さか日制度

ウイルス性肝炎は専門医による治療・ 検査を続けることが大切です。 その費用を補助する制度をご紹介します。



安心して治療を受けられる恒久的対策の確立に向けて

全国B型肝炎訴訟 九州弁護団

検索





重度肝硬変患者向けの 医療費の助成の要件が 緩和されました!

肝がん·重度肝硬変治療研究促進事業

B型・C型肝炎ウイルスによる肝がん・重度肝硬変の患者の 医療費が、月1万円に減額される助成制度の要件が令和3年4 月から緩和されました。

【要件】

- ①世帯年収約370万円以下が対象
- ②肝がん・重度肝硬変の入院医療費に加えて、通院医療費(分 子標的薬を用いた化学療法、肝動注化学療法に係る医療費に 限る)も対象となります
- ③過去1年間で高額療養費の限度額を超えた月が既に2月以 上ある場合に、入院又は通院の3月目から適用さ れます

※詳しくは、県庁の担当課にお尋ねください。

県庁の担当課はこちら

福岡県 保健医療介護部 がん感染症疾病対策課 がん対策係 ☎092-643-3317

B型・C型肝炎治療費の助成

福岡県の肝炎治療医療費助成制度

対象となる治療は、インターフェロン、核酸アナログ製剤、C 型肝炎経口新薬です。

申請には、都道府県が指定した肝臓専門医療機関の診断書

などが必要です。ご希望の方は肝臓専門医療機関 でご相談ください。なお、核酸アナログ製剤の更 新手続きが簡素化されました(申請は保健所まで)。



助成を受けたときの 白己負担額(福岡県の場合)

世帯の市町村民税 所得割 23.5万円未満 月1万円

所得割 23.5万円以上 月2万円



県庁の担当課はこちら

福岡県 保健医療介護部 がん感染症疾病対策課 難病等助成係 ☎092-643-3267

C型経口新薬で 治ゆされた方など 定期検査費用の助成

ウイルス性肝炎重症化予防推進事業: 定期検査費用助成

B型・C型の慢性肝炎・肝硬変・肝がんで、現在、上記の助成を 受けていない方は、年2回まで定期検査費用が助成されます (所得制限あり)。

対象は血液検査、超音波検査(肝硬変・肝がんは CT·MRI)などで、県が指定する医師によって受けた **キ**のです(お問い合わせ・申請はお住まいの地域の保健所まで)。





助成を受けたときの

住民税非課税世帯

無料

市町村民税(所得割)23.5万円未満の世帯 慢性肝炎 1回2千円

肝がん・肝硬変 1回3千円

県庁の担当課はこちら

福岡県 保健医療介護部 がん感染症疾病対策課 疾病対策係 ☎092-643-3576

重度の肝硬変の方への

支援制度

重症度を判断する基準が、最近緩和され ています。ぜひ、ご活用ください。

平成26年6月1日に制度改正

国民年金・厚生年金(共済年金含む)からは、「肝疾患によ る障害 | の程度に応じた年金を受けられることがあります (原則として65歳未満)。

まずは医療機関のソーシャルワーカーや社会 保健労務士など専門家にご相談ください(申請先 は年金事務所)。



障害年金のイメージ

1級(介助なしで日常生活できない。寝たきり等)

年97.5万円 + 障害厚生年金(※)

2級(日常生活が困難で労働収入が得られない)

⇒ 年78.0万円 + 障害厚生年金(※)

3級(厚生年金だけの制度。労働に著しい制限のある方)

⇒ 年58.5万円~

※障害厚生年金の額は、加入期間や保険料の額、家族構成などで決まります。 *これはイメージです。詳しくは専門家にご相談下さい。

平成28年4月1日に制度改正

「肝機能障害」の程度に応じて、介護や医療費・交通費助成 など、自治体からのサービスが受けられます。支援の内容や 手続きについては、医療機関の相談窓口やお住まいの市区 町村の障害福祉担当窓口にご相談ください。